

# <<定例記者会見次第>>

令和8年5月25日(月)  
午前10時00分～  
議会全員協議会室

## ●発表事項

1. 令和8年小田原市議会6月定例会議案 (資料1)
2. 令和8年度6月補正予算(案) (資料2)
3. 小田原市ペット同伴避難訓練について (資料3)
4. その他

(事務担当) 広報広聴室広報係 TEL33-1261

## 令和 8 年小田原市議会 6 月定例会提出議案件数

【令和 8 年 5 月 25 日現在】 (令和 8 年 6 月 1 日提出)

区 分	件 数	内 容	
専決処分の報告	2 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故賠償 (農政課) ※車両事故</li> <li>・ 事故賠償 (建設政策課) ※道路管理瑕疵</li> </ul>	
報 告	4 件	<p><b>経営状況の報告 4 件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小田原市土地開発公社経営状況の報告</li> <li>・ 公益財団法人小田原市体育協会経営状況の報告</li> <li>・ 一般財団法人小田原市事業協会経営状況の報告</li> <li>・ 株式会社小田原水道サービスセンター経営状況の報告</li> </ul>	
常任委員会付託	補 正 予 算	4 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 8 年度一般会計</li> <li>・ 令和 8 年度水道事業会計</li> <li>・ 令和 8 年度病院事業会計</li> <li>・ 令和 8 年度下水道事業会計</li> </ul>
	条 例 議 案	4 件	<p><b>新規制定 1 件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員等の旅費に関する条例</li> </ul> <p><b>一部改正 3 件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人番号の利用に関する条例</li> <li>・ 手数料条例</li> <li>・ 印鑑条例</li> </ul>
	事 件 議 案	4 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事請負契約の変更について (旧内野醤油店耐震補強等改修工事)</li> <li>・ 財産の取得について (簡易ベッド)</li> <li>・ 財産の取得について (高規格救急自動車)</li> <li>・ 財産の取得について (高度救命処置用資機材等)</li> </ul>
<b>合 計</b>	<b>1 8 件</b>		

## 令和 8 年小田原市議会 6 月定例会提出議案一覧表

【議案発送 令和 8 年 5 月 25 日】（令和 8 年 6 月 1 日提出）

- 報告第 15 号 専決処分の報告について（事故賠償）
- 報告第 16 号 専決処分の報告について（事故賠償）
- 報告第 17 号 小田原市土地開発公社経営状況の報告について
- 報告第 18 号 公益財団法人小田原市体育協会経営状況の報告について
- 報告第 19 号 一般財団法人小田原市事業協会経営状況の報告について
- 報告第 20 号 株式会社小田原水道サービスセンター経営状況の報告について
- 議案第 49 号 令和 8 年度小田原市一般会計補正予算
- 議案第 50 号 令和 8 年度小田原市水道事業会計補正予算
- 議案第 51 号 令和 8 年度小田原市病院事業会計補正予算
- 議案第 52 号 令和 8 年度小田原市下水道事業会計補正予算
- 議案第 53 号 小田原市職員等の旅費に関する条例
- 議案第 54 号 小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 55 号 小田原市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 56 号 小田原市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第 57 号 工事請負契約の変更について（旧内野醤油店耐震補強等改修工事）
- 議案第 58 号 財産の取得について（簡易ベッド）
- 議案第 59 号 財産の取得について（高規格救急自動車）
- 議案第 60 号 財産の取得について（高度救命処置用資機材等）

## 提出議案 概要（報告）

【令和 8 年 5 月 2 5 日現在】（令和 8 年 6 月 1 日提出）

### 報告第 1 5 号 専決処分の報告について（事故賠償）

農政課職員による車両事故の賠償

専決処分年月日 令和 8 年 4 月 2 3 日

損害賠償額 2 5 7, 4 0 0 円

相手方 市内在住者

事故の概要 令和 7 年 8 月 5 日午後 3 時 3 5 分頃、市内栢山の相手方住宅の敷地内において、農政課職員の運転する公用車が方向転換のため後退したところ、住宅の戸袋に接触し、これを破損させた。

### 報告第 1 6 号 専決処分の報告について（事故賠償）

道路管理瑕疵による事故の賠償

専決処分年月日 令和 8 年 5 月 1 4 日

損害賠償額 2 0, 5 3 6 円

相手方 市内在住者

事故の概要 令和 8 年 2 月 2 7 日午後 6 時 1 0 分頃、市内中里 4 9 4 番地付近の認定外道路において、相手方が自転車で走行していたところ、前輪がグレーチングの隙間に挟まり、自転車を破損した。

### 報告第 1 7 号 小田原市土地開発公社経営状況の報告について

（地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項）

令和 7 年度決算及び令和 8 年度事業計画を報告する。

### 報告第 1 8 号 公益財団法人小田原市体育協会経営状況の報告について

（地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項）

令和 7 年度決算及び令和 8 年度事業計画を報告する。

### 報告第 1 9 号 一般財団法人小田原市事業協会経営状況の報告について

（地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項）

令和 7 年度決算及び令和 8 年度事業計画を報告する。

### 報告第 2 0 号 株式会社小田原水道サービスセンター経営状況の報告について

（地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項）

令和 7 年度決算及び令和 8 年度事業計画を報告する。

## 提出議案 概要（補正予算）

【令和 8 年 5 月 2 5 日現在】（令和 8 年 6 月 1 日提出）

議案第 4 9 号 令和 8 年度小田原市一般会計補正予算

補正予算規模 971,855 千円（79,200,000 千円→80,171,855 千円）

[歳出の概要]

○ふるさと文化基金・褒章基金・ふるさとみどり基金 ・奨学基金の積立て	6,762 千円
○災害対策用資機材整備事業費の増額（寄附金充当）	1,000 千円
○過年度国県支出金等返還金の増額	43,208 千円
○市民税賦課事業費の増額	3,960 千円
○自治会活動活性化事業費の増額	2,500 千円
○障害福祉サービス費等支給事業費の増額	6,925 千円
○民間保育所建設費補助事業費の増額（継続費の追加）	37,797 千円
○生活保護費差額追加支給事業費の計上	466,618 千円
○予防接種事業費の増額	81,182 千円
○和留沢地区水道施設整備費補助金の計上	4,405 千円
○ごみ収集運搬事業費の増額（債務負担行為の追加）	4,950 千円
○城址公園管理運営事業費の増額	10,858 千円
○建築指導事務費の増額	53,337 千円
○道路管理事業費の増額	19,000 千円
○魅力ある道路空間づくり事業費の増額	47,500 千円
○河川・水路維持事業費の増額（寄附金充当含む）	74,000 千円
○復興事前準備推進事業費の計上	9,570 千円
○小田原駅西口広場概略設計事業費の計上（継続費の追加）	20,636 千円
○路線バス等移動手段確保維持対策事業費の増額	45,000 千円
○学校図書購入費の計上（寄附金充当）	1,010 千円
○郷土文化館分館松永記念館管理運営事業費の増額	31,637 千円

※今回の補正予算収支の不足額319,692千円は、前年度繰越金を充てる。

議案第 5 0 号 令和 8 年度小田原市水道事業会計補正予算

補正予算規模 1,000 千円（10,210,614 千円→10,211,614 千円）

[支出の概要]

○建設改良費の増額（寄附金充当）	1,000 千円
------------------	----------

議案第 5 1 号 令和 8 年度小田原市病院事業会計補正予算

補正予算規模 33,840 千円（29,894,745 千円→29,928,585 千円）

[収入の概要]

○企業債の減額	△10,000 千円
○補助金の増額	10,000 千円
○市立総合医療センター建設基金寄附金の増額	13,940 千円

[支出の概要]

○市立総合医療センター建設基金の積立て（寄附金充当）	33,840 千円
----------------------------	-----------

議案第52号 令和8年度小田原市下水道事業会計補正予算

補正予算規模 1,000 千円（11,492,172 千円→11,493,172 千円）

[支出の概要]

○営業費用の増額（寄附金充当）	500 千円
○建設改良費の増額（寄附金充当）	500 千円

## 提出議案 概要（条例議案）

【令和 8 年 5 月 25 日現在】（令和 8 年 6 月 1 日提出）

議案第 53 号

小田原市職員等の旅費に関する条例

〔制定理由〕

国家公務員の旅費制度において、旅費の支給を旅行の実態に即した実費支給とする等の見直しが行われたことを踏まえ、本市職員における当該制度の取扱いについてこれに準じた措置を講ずるため制定する。

〔内 容〕

### 1 総則

#### (1) 旅費の支給（第 3 条関係）

職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給することとするほか、職員の配偶者等に対して旅費を支給する場合等の旅費の支給要件について定めることとする。

#### (2) 出張命令（第 4 条関係）

職員が出張し、又は赴任する場合の旅行は、一定の要件に基づき任命権者が発する出張命令によって行われなければならないこととする。

#### (3) 出張命令の変更（第 5 条関係）

旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令に従って旅行することができない場合には、あらかじめ任命権者に出張命令の変更の申請をしなければならないこととする。

#### (4) 旅費の計算（第 6 条関係）

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することとし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算することとする。

### 2 旅費の種目及び内容

#### (1) 旅費の種目（第 7 条関係）

旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とすることとする。

#### (2) 交通費

##### ア 鉄道賃（第 8 条関係）

鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次の費用の額の合計額とすることとする。また、(ア)の額の上限は、規則で定める額とすることとする。

##### (ア) 運賃

##### (イ) 急行料金

- (ウ) 寝台料金
- (エ) 座席指定料金
- (オ) 特別車両料金（市長等が利用する場合その他規則で定める場合に限る。）
- (カ) (ア)から(オ)までの費用に付随する費用

イ 船賃（第9条関係）

船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次の費用の額の合計額とすることとする。また、(ア)の額の上限は、規則で定める額とすることとする。

- (ア) 運賃
- (イ) 寝台料金
- (ウ) 座席指定料金
- (エ) 特別船室料金（市長等が利用する場合その他規則で定める場合に限る。）
- (オ) (ア)から(エ)までの費用に付随する費用

ウ 航空賃（第10条関係）

航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次の費用の額の合計額とすることとする。また、(ア)の額の上限は、規則で定める額とすることとする。

- (ア) 運賃
- (イ) 座席指定料金
- (ウ) (ア)及び(イ)の費用に付随する費用

エ その他の交通費（第11条関係）

その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次の費用の額の合計額とすることとする。

- (ア) 一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (イ) 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（(ア)の自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (ウ) (ア)及び(イ)以外の費用であって、道路運送法の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (エ) (ア)から(ウ)までの費用に付随する費用（実費を算定することができるものに限る。）

(3) 宿泊費等

ア 宿泊費（第12条関係）

宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（以下「省令」という。）における職務の級が10級以下の者（市長等にあつては、指定職職員等）の額に相当する額（以下「宿泊費基準額」という。）とすることとする。

イ 包括宿泊費（第13条関係）

包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、

その額は、当該移動に係る(2)アからエまでの費用の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とすることとする。

ウ 宿泊手当（第14条関係）

宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令の規定の例により算定した額とすることとする。

(4) 転居費等

ア 転居費（第15条関係）

転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定した額とすることとする。

イ 着後滞在費（第16条関係）

着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては5夜分を、外国旅行にあつては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とすることとする。

ウ 家族移転費（第17条関係）

家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次の額とすることとする。

(ア) 内国旅行にあつては、次に掲げる額

- a 赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合 家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- b aに該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地に移転する場合 aに準じて算定した額

(イ) 外国旅行にあつては、次に掲げる額

- a 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合 家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額
- b aに該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地に移転する場合 aに準じて算定した額
- c aに該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合 (ア) aに準じて算定した額
- d 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族（a又はbの許可を受け移転した者であつて、同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合 aに準じて算定した額

(5) その他の種目

ア 渡航雑費（第18条関係）

渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とすることとする。

#### イ 死亡手当（第19条関係）

死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令に定める額に相当する額とすることとする。

### 3 雑則

#### (1) 退職者等の旅費（第20条関係）

退職等となった職員に支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めることとし、当該職員が家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを当該旅費に加えるものとする。

#### (2) 遺族等の旅費（第21条関係）

職員が旅行中に死亡した場合、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住した場合等に支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めることとする。

#### (3) 旅費の支給額の上限（第22条関係）

2(2)から(4)まで及び2(5)アの費用に係る旅費の支給額は、各費用についてこの条例の規定により計算した額と現に支払った額のいずれか少ない額をその上限とすることとする。

#### (4) 旅費の請求手続（第23条関係）

旅費の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、請求又は精算に必要な資料を任命権者に提出しなければならないこととするほか、旅費の請求手続について定めることとする。

#### (5) 旅費の調整（第24条関係）

任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができることとする。

#### (6) 旅費の特例（第25条関係）

任命権者は、職員について一定の事由がある場合において、この条例の規定により支給する旅費が職員の必要とする旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しその満たない部分に相当する金額を旅費として支給する等の旅費の特例について定めることとする。

#### (7) 旅費の返納（第26条関係）

任命権者は、旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならないこととする。

#### (8) 旅費の例による費用弁償（第27条関係）

パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行する場合には、当該職員に対し、旅費に相当する費用弁償を支給するものとし、その額及び支給方法は、職員に対す

る旅費の支給の例によることとする。

4 小田原市職員の旅費に関する条例の廃止（附則第2項関係）

小田原市職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）を廃止することとする。

5 経過措置（附則第3項及び第4項関係）

この条例の施行後における旧条例による旅費の支給に係る経過措置を定めることとする。

6 旧条例の廃止に伴う関係条例の整備（附則第5項～第7項関係）

次の条例について、4に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

(1) 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（第4条関係）

(2) 小田原市証人等の実費弁償に関する条例（別表関係）

(3) 小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例（第14条関係）

[適用]

令和9年4月1日

議案第54号

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務が個人番号の利用に係る準法定事務として定められたことに伴う所要の整備を行うため改正する。

[内容]

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務について、この条例による個人番号の利用及び庁内連携における特定個人情報の利用の対象から除外することとする。（別表第1及び別表第2関係）

[適用]

公布の日

議案第55号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

[改正理由]

マンションの建替え等の円滑化に関する法律が一部改正され、要除却等認定を受けて建て替え、又は更新するマンションについて、各部分の高さの制限の緩和に係る特例が追加されたことに伴い、その審査手数料を定める等のため改正する。

[内容]

1 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴う規定の整備（第22条関係）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の題名が次のように改められたことに伴い、同法を引用する規定を整備することとする。

改正後	改正前
マンションの再生等の円滑化に関する法律	マンションの建替え等の円滑化に関する法律

2 マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく事務に係る審査手数料の追加  
(第22条関係)

要除却等認定を受けて建て替え、又は更新するマンションであって、一定の規模以上の敷地面積を有し、かつ、市街地の環境の整備改善に資すると認められるものに対する各部分の高さの制限緩和の許可に係る審査手数料は、1件につき16万円とすることとする。

[適用]

公布の日

議案第56号

小田原市印鑑条例の一部を改正する条例

[改正理由]

出入国管理及び難民認定法等が一部改正され、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付が開始されること等に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内容]

1 印鑑の登録申請に係る規定の整備(第4条関係)

漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者に係る印鑑の登録申請における氏名の取扱いについて明記することとする。

2 磁気ディスクによる印鑑登録原票の調製(第6条の2及び第18条関係)

印鑑登録原票を磁気ディスクにより調製することとするほか、印鑑登録原票と別に印影を紙に押下した可視台帳を作成し、及び保管することができることとする。

3 多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付申請方法の追加(第16条関係)

多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付申請は、特定在留カード又は特定特別永住者証明書(これらのうち利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用して行うことができることとする。

4 電気通信事業法の一部改正に伴う規定の整備(第16条関係)

電気通信事業法の条項に移動が生じたことに伴い、当該移動が生じた条項を引用する規定を整備することとする。

[適用]

公布の日

## 提出議案 概要（事件議案）

【令和 8 年 5 月 25 日現在】（令和 8 年 6 月 1 日提出）

### 議案第 57 号 工事請負契約の変更について（旧内野醤油店耐震補強等改修工事）

令和 6 年 10 月 7 日に議決を経て締結した工事請負契約（旧内野醤油店耐震補強等改修工事）の内容の一部を次のように変更したいので、議会の議決を求める。

契約金額を「225,140,300円」から「230,012,200円」に変更する。

### 議案第 58 号 財産の取得について

令和 8 年 5 月 8 日に指名競争入札に付した簡易ベッドの取得について、次のとおり物件供給契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年小田原市条例第 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約金額 29,700,000円
- 2 契約の相手方 神奈川県小田原市羽根尾 225 番地の 1  
相日防災株式会社小田原支店  
支店長 内 田 敏 明
- 3 納入期限 令和 8 年 9 月 30 日

### 議案第 59 号 財産の取得について

令和 8 年 5 月 15 日に指名競争入札に付した高規格救急自動車（2 台）の取得について、次のとおり物件供給契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年小田原市条例第 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約金額 60,225,160円
- 2 契約の相手方 神奈川県横浜市戸塚区下倉田町 74 番地 1  
日産神奈川販売株式会社法人営業部  
部長 中 澤 勝 彦
- 3 納入期限 令和 9 年 1 月 29 日及び同年 2 月 26 日  
(1 台ずつ 2 回に分けて納入)

### 議案第 60 号 財産の取得について

令和 8 年 5 月 15 日に指名競争入札に付した高度救命処置用資機材等（2 式）の取得について、次のとおり物件供給契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年小田原市条例第 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約金額 47,300,000円

- 2 契約の相手方 神奈川県横浜市中区かもめ町6番地  
日本船舶薬品株式会社横浜支店  
支店長 鳥 居 大 輔
- 3 納 入 期 限 令和9年1月29日及び同年2月26日  
(1台ずつ2回に分けて納入)

令和 8 年 6 月 定例会 日程 ( 案 )

第 1 日目	6 月 1 日	月	本会議	補正予算並びにその他議案一括上程・提案説明 一般質問通告締切 午後 5 時
第 2 日目	6 月 2 日	火	(休会)	議案関連質疑通告締切 正午
第 3 日目	6 月 3 日	水		
第 4 日目	6 月 4 日	木	本会議	質疑、各常任委員会付託、陳情等付託
第 5 日目	6 月 5 日	金	(休会)	総務常任委員会
第 6 日目	6 月 6 日	土		
第 7 日目	6 月 7 日	日		
第 8 日目	6 月 8 日	月		厚生文教常任委員会
第 9 日目	6 月 9 日	火		建設経済常任委員会
第 10 日目	6 月 10 日	水		
第 11 日目	6 月 11 日	木		
第 12 日目	6 月 12 日	金		(委員長報告検討日)
第 13 日目	6 月 13 日	土		
第 14 日目	6 月 14 日	日		
第 15 日目	6 月 15 日	月	本会議	各常任委員長審査報告、採決 陳情等審査結果報告、採決 一般質問
第 16 日目	6 月 16 日	火		一般質問
第 17 日目	6 月 17 日	水		一般質問
第 18 日目	6 月 18 日	木		一般質問
第 19 日目	6 月 19 日	金		一般質問

\*告示 5 月 25 日 ( 月 )

## 令和8年度6月補正予算(案)について

### 1 一般会計

(1) 補正額	971,855千円
(2) 補正後の予算額	80,171,855千円

◎は「主な事業」として別紙資料に再掲

[主な内容]

- ふるさと文化基金・褒賞基金・ふるさとみどり基金・奨学基金の積立て(補正予算書22・26・28頁)
- 災害対策用資機材整備事業費の増額(寄附金充当)(補正予算書22頁)
- 過年度国県支出金等返還金の増額(補正予算書22頁)
- 市民税賦課事業費の増額(補正予算書22頁)
- 自治会活動活性化事業費の増額(補正予算書22頁)
- 障害福祉サービス費等支給事業費の増額(補正予算書22頁)
- 民間保育所建設費補助事業費の増額(継続費の追加)(補正予算書22頁)
- ◎生活保護費差額追加支給事業費の計上(補正予算書24頁)
- ◎予防接種事業費の増額(補正予算書24頁)
- 和留沢地区水道施設整備費補助金の計上(補正予算書24頁)
- ◎ごみ収集運搬事業費の増額(債務負担行為の追加)(補正予算書24頁)
- 城址公園管理運営事業費の増額(補正予算書24頁)
- ◎建築指導事務費の増額(補正予算書26頁)
- ◎道路管理事業費の増額(補正予算書26頁)
- 魅力ある道路空間づくり事業費の増額(補正予算書26頁)
- 河川・水路維持事業費の増額(寄附金充当含む)(補正予算書26頁)
- 復興事前準備推進事業費の計上(補正予算書26頁)
- ◎小田原駅西口広場概略設計事業費の計上(継続費の追加)(補正予算書26頁)
- ◎路線バス等移動手段確保維持対策事業費の増額(補正予算書26頁)
- 学校図書購入費の計上(寄附金充当)(補正予算書28頁)
- 郷土文化館分館松永記念館管理運営事業費の増額(補正予算書28頁)

### 2 水道事業会計

(1) 補正額	1,000千円
(2) 補正後の予算額	10,211,614千円

[主な内容]

- 建設改良費の増額(寄附金充当)(補正予算書42頁)

### 3 病院事業会計

(1) 補正額	33,840千円
(2) 補正後の予算額	29,928,585千円

[主な内容]

- 企業債の減額（補正予算書54頁）
- 補助金の増額（補正予算書54頁）
- 市立総合医療センター建設基金寄附金の増額（補正予算書54頁）
- 市立総合医療センター建設基金の積立て（寄附金充当）（補正予算書54頁）

### 4 下水道事業会計

(1) 補正額	1,000千円
(2) 補正後の予算額	11,493,172千円

[主な内容]

- 営業費用の増額（寄附金充当）（補正予算書64頁）
- 建設改良費の増額（寄附金充当）（補正予算書64頁）

### 5 全会計合計

(1) 補正額	1,007,695千円
(2) 補正後の予算額	215,886,226千円

## 6月補正予算（案）計上の主な事業

### まちづくりの目標「いのちを大切にす小田原」

（事業費：547,800千円）

事業  
内容

平成25年（2013年）に行われた生活扶助費の基準改定を違法とした最高裁判決への対応として、国が定めた新たな基準と当時の基準との差額分を対象者に追加支給する。

また、感染症の発症や重症化を予防するため、新型コロナウイルスワクチンの定期接種に加えて、令和8年（2026年）10月から新たに高用量インフルエンザワクチンの定期接種を実施する。

◎生活保護費差額追加支給事業費の計上 <466,618千円>

【事業の詳細は5頁を参照】

◎予防接種事業費の増額 <81,182千円>

【事業の詳細は6頁を参照】

（補正予算書24頁）

### まちづくりの目標「自然環境の恵みがあふれる小田原」

（事業費：4,950千円）

事業  
内容

ごみ収集車両運行管理システムを導入することにより、ごみ収集車の運行状況を市ホームページ上で公開するとともに、集積されたデータをもとに、収集コースの効率化・平準化を図る。

◎ごみ収集運搬事業費の増額（債務負担行為の追加） <4,950千円>

【事業の詳細は7頁を参照】

（補正予算書24頁）

## まちづくりの目標「安心して暮らすことができる小田原」

### 事業内容

都市情報公開システムを導入し、建築計画概要書等の都市情報をインターネット上で公開することにより、サービスの向上と窓口業務の省力化を図る。

また、台風や局地的豪雨による冠水への初動対応を強化するため、市道 0084 及び市道 0005 のアンダーパス部に監視カメラを設置する。

さらに、小田原駅西口広場等の概略設計や隣接街区との相互利用の検討を行うほか、公共交通不便地域のニーズと実情に応じた移動支援策を選定するため、前羽・下中地区において A I オンデマンド交通の実証運行を実施する。

◎建築指導事務費の増額

【事業の詳細は 8 頁を参照】

◎道路管理事業費の増額

【事業の詳細は 9 頁を参照】

◎小田原駅西口広場概略設計事業費の計上（継続費の追加）＜20,636 千円＞

【事業の詳細は 10 頁を参照】

◎路線バス等移動手段確保維持対策事業費の増額 ＜45,000 千円＞

【事業の詳細は 11 頁・12 頁を参照】

(補正予算書 26 頁)

# 生活保護費差額追加支給事業

## 1 目的

平成 25 年（2013 年）から実施された生活扶助基準改定が令和 7 年（2025 年）6 月 27 日の最高裁判決により違法と判断されたことへの対応として、対象者に対して生活保護費を追加支給する。

## 2 事業概要

生活扶助改定の影響があった平成 25 年 8 月 1 日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日までの間に生活保護を利用していた世帯に対し、平成 25 年 8 月に定められた生活保護基準により支給された額と国が新たに定める基準により算定される額との差額を支給する。

生活保護利用中の世帯には申請不要で支給し、廃止世帯には申請書を受理した後に支給する。

## 3 予算額

466,618 千円

内訳 事務費 50,956 千円 廃止世帯の申請受付、コールセンター委託料など  
扶助費 415,662 千円 利用中世帯分 2,872 世帯、廃止世帯分 2,822 世帯

## 4 財源

事務費：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（国 10/10）

扶助費：生活保護費等国庫負担金（国 3/4）

## 5 スケジュール

令和 8 年 6 月

システム改修

令和 8 年 9 月上旬

利用中世帯への支給

令和 8 年 9 月～令和 9 年 3 月

廃止世帯の申請受付・支給

問い合わせ先

福祉健康部生活援護課生活援護係

電話 33-1463

# 新型コロナウイルスワクチン及び 高用量インフルエンザワクチン予防接種事業

## 1 目的

定期接種（B類疾病）に位置付けられた新型コロナウイルスワクチン接種及び高用量インフルエンザワクチン接種について、感染症の発症や重症化を予防し、市民の健康維持等を図るため、令和8年10月から実施する。

高用量インフルエンザワクチン接種は、従来の標準量インフルエンザワクチン接種に加え、令和8年度から新たに実施する。

## 2 事業概要

	新型コロナウイルスワクチン	高用量インフルエンザワクチン※
接種対象者	*65歳以上の方 *60歳～64歳で一定の基礎疾患を有する方	*75歳以上の方
接種費用 (市民負担額)	*60歳～74歳…6,800円(予定) *75歳以上…5,100円(予定)	3,900円(予定)

※高用量インフルエンザワクチンは標準量インフルエンザワクチンの4倍の抗原量を含有しており、発症予防・重症化予防効果が高いとされている。

※インフルエンザワクチン接種を希望する75歳以上の方については、標準量または高用量のどちらかを選択し接種することができる。

## 3 予算額

81,182千円

問い合わせ先  
福祉健康部健康づくり課保健医療係  
電話 47-0828

# ごみ収集運搬事業 (ごみ収集車両運行管理システム運用委託料)

## 1 事業概要

ごみ収集車両運行管理システムを導入することにより、ごみ収集車の運行状況をリアルタイムで把握し、市ホームページ上で市民への情報提供を行うとともに、集積されたデータをもとに、収集ルートの効率化・平準化を図る。

また、効率化により収集に係る車両や人員を削減し、令和9年度以降に新たな市民サービスとなる高齢者や障がい者を対象とした戸別収集(ふれあい収集)を実施していく。

## 2 予算額 (令和8年度債務負担行為設定)

令和8年度	4,950千円
令和9年度～令和10年度	14,972千円
令和11年度	3,093千円 (4年合計 23,015千円)

## 3 財源

地域未来交付金(デジタル実装型 TYPE A)(国1/2) ※令和8年度のみ

## 4 スケジュール

令和8年6月～	委託事業者の選定(プロポーザル)
令和8年8月	契約締結
令和8年11月～	システム運用開始

問い合わせ先  
環境部環境事業センター収集係  
電話 34-7325

# 建築指導事務 (都市情報公開システム構築委託料)

## 1 目的

建築計画概要書等の都市情報をインターネットで公開し、自宅や会社から迅速に情報を閲覧できる環境を整備することで、事業者の負担軽減といったサービスの向上と窓口業務の省力化を図る。

## 2 事業概要

本市で現在運用している公開型GIS「わが街ガイド (Navi-0)」を活用し、令和9年度(2027年度)から建築計画概要書等の都市情報をインターネットで公開する。

公開予定の都市情報

所管課	都市情報の種類	公開中	公開予定
都市計画課	都市計画用途地域図	○	○
	屋外広告物規制図		○
建築指導課	指定道路図	○	○
	建築計画概要書		○
	定期報告概要書		○
	記載事項証明書		○
	道路調書(一部)		○
開発審査課	開発登録簿		○

## 3 財源

地域未来交付金 (デジタル実装型 TYPE A) (国 1 / 2)

## 4 スケジュール

令和8年度(2026年度)								
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●	→							
契約締結	システム構築作業				データ確認作業		試験運用 (4月公開)	

問い合わせ先  
都市部建築指導課指導係  
電話 33-1434

# 道路管理事業

(市道 0084・0005 道路監視システム構築委託料 (扇町一丁目ほか地内))

## 1 目的

市道 0084 及び市道 0005 のアンダーパス部において、台風や局地的豪雨による冠水への初動対応を強化するため、常時監視が可能な道路監視システムを構築する。

## 2 事業概要

監視カメラ設置 (通信システム含む) 1 式

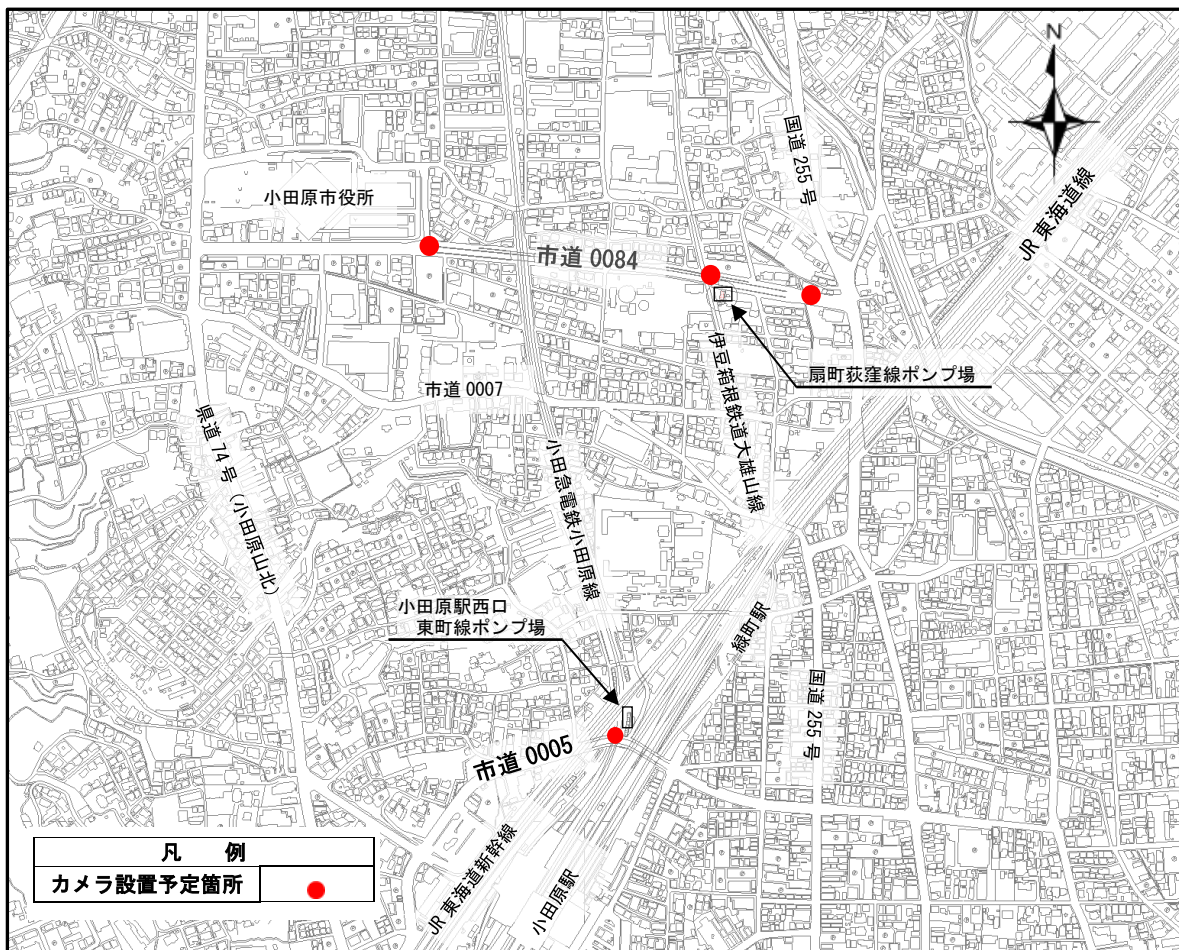
市道 0084 3 基

市道 0005 1 基

## 3 財源

都市構造再編集中支援事業費補助金 (国 1/2)

## 4 位置図



問い合わせ先

建設部道水路整備課維持係

電話 33-1646

# 小田原駅西口広場概略設計事業

## 1 目的

小田原駅西口地区において、西口広場の再編と隣接街区の再開発との一体的な整備を視野に、令和7年度（2025年度）に実施した、現況広場の利用者数や、公共交通の利用状況、利用者アンケートなどの利用実態調査の結果を踏まえ、令和8年度（2026年度）から令和9年度（2027年度）にかけて、交通事業者や関係権利者等との協議を行いながら、駅前広場等の概略設計や、広場と隣接街区との相互利用の検討を行う。

## 2 事業概要

	主な業務内容
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行者や車両など、交通手段別の動線の検討</li> <li>・ 公共交通の乗降場や歩行空間など、各機能の配置の検討</li> <li>・ 車両の軌跡を踏まえた広場出入口交差点の検討</li> <li>・ 隣接敷地の建物計画を想定した交通広場と建物との平面利用や立体利用などの検討</li> <li>・ 各種関係団体との協議</li> </ul>
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和8年度の検討を継続実施</li> <li>・ 各種関係団体との協議</li> <li>・ 一体的整備案を含め3案程度の広場再編案の作成</li> </ul>

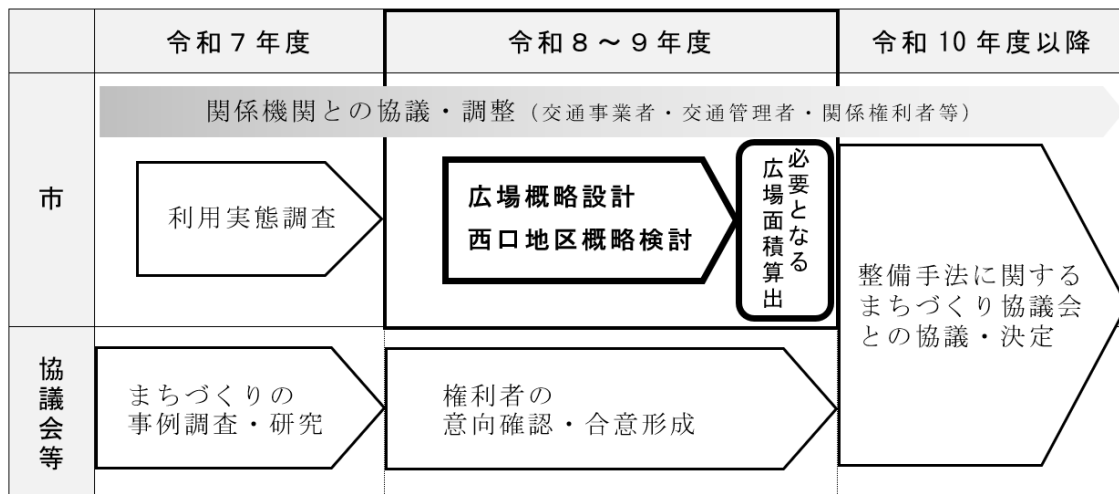
## 3 予算額

20,636千円（令和8～9年度継続事業 継続費総額 45,375千円）

## 4 財源

都市構造再編集中支援事業費補助金（国1/2）

## 5 西口地区整備スケジュール



問い合わせ先  
 都市部都市計画課市街地整備推進係  
 電話 33-1652

# 路線バス等移動手段確保維持対策事業 (A I オンデマンド交通実証運行委託料)

## 1 目的

公共交通不便地域において、地域のニーズと実情に応じた移動支援策を選定するため、実証事業を行い、効果や実現可能性について検証する。

## 2 事業概要

これまで実施してきた「おだタク・おだチケ実証事業」において、「目的地まで直接移動したい」、「タクシーを呼んでも配車に時間がかかる」などの意見があり、商業施設、医療機関、駅、公共施設など、生活に必要な拠点を循環する移動手段のニーズに対応するとともに、地域に適した移動支援策を選定するため、A I オンデマンド交通の実証運行を実施する。

なお、運行エリアは、まずは、路線バスの減便や路線廃止による交通空白の懸念がある前羽・下中地区で実施する。

## 3 予算額

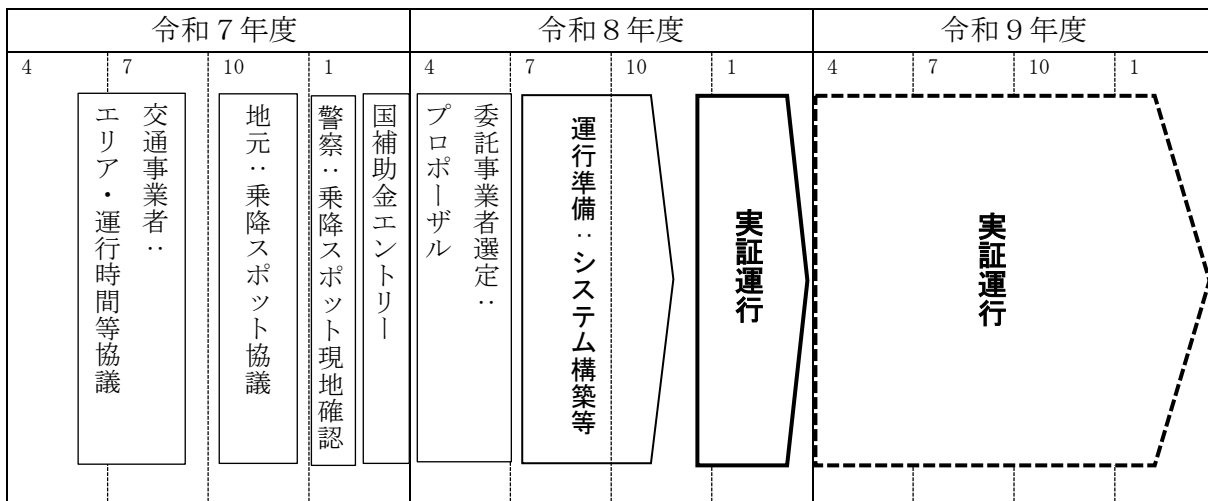
45,000 千円 システム初期導入、運行委託、周知活動、乗降スポット設置等

## 4 財源

地域公共交通確保維持改善事業費補助金 19,217 千円

※補助率 500 万円まで定額、それを超える場合は 2/3 (上限 1 億円)

## 5 スケジュール



## 6 運行エリア等

運行地区：前羽・下中地区（エリア外に国府津駅、山近記念総合病院）

【運行区域：東西 2.5km×南北 3km 程度】

運行日時：毎日 9 時～17 時（6 時～9 時、17 時～20 時は路線バスが運行）

運行台数：2 台

<運行エリア図および交通管理者と協議済みの新設乗降スポット>



※乗降スポットは、今後、地元調整及び交通管理者協議の上、更に追加していく予定

問い合わせ先  
都市部地域交通課地域交通係  
電話 33-1405

## 小田原市ペット同伴避難訓練について

### 1 目的

災害時に住民がペットと一緒に避難できるよう、市として避難所で必要な準備や流れを確認するためのペット同伴避難訓練を実施します。

本訓練を通じて、飼い主がペットを同伴して避難する際の知識や課題を確認するとともに、ペットを含めた家族の防災意識向上、地域社会でのペット同伴避難に関する理解の醸成を図ります。また、各地域の代表者等に訓練を見学いただき、他地域での訓練実施の普及促進を図ります。

※ 同伴避難…災害時に飼い主が飼養しているペットを指定避難所等で飼養管理すること

### 2 日時

令和 8 年 7 月 5 日 (日) ※雨天決行、気象警報等発表時は中止  
午前 9 時 30 分から午前 11 時まで

### 3 実施場所

新玉小学校 (校舎の一部、体育館 他)

### 4 主催及び協力

主催：小田原市

協力：新玉地区まちづくり委員会

### 5 参加者

(1) 訓練対象者

- ア 飼い主 (新玉地区及び隣接地区) ※地域回覧による事前登録制で、定員 20 組
- イ ペット (犬、猫、小動物)

(2) 見学者

- ア 各広域避難所運営委員会の長
- イ 一般見学者

### 6 訓練内容

- (1) 避難者のペット同伴避難受け入れ準備
- (2) 避難者のペット同伴避難、ペットの受け付け
- (3) 避難者、ペットの避難場所への誘導、受け入れの際の注意事項説明
- (4) 災害時のペット避難に関する講話 (獣医師、訓練士、飼い主の会による平時の備え、避難時の注意事項等)
- (5) 啓発展示 (ペット同伴避難に必要な物品、避難時のチェックリスト等)

## 7 その他

- (1) 参加者及び一般見学者につきましては、徒歩でのご来場をお願いしております。
- (2) 訓練当日、現場での取材をご希望される方で、車での来場をご希望される場合は、駐車スペースの都合上、事前に担当課までご連絡をお願いいたします。

問い合わせ先：市防災部防災対策課（0465-33-1856）